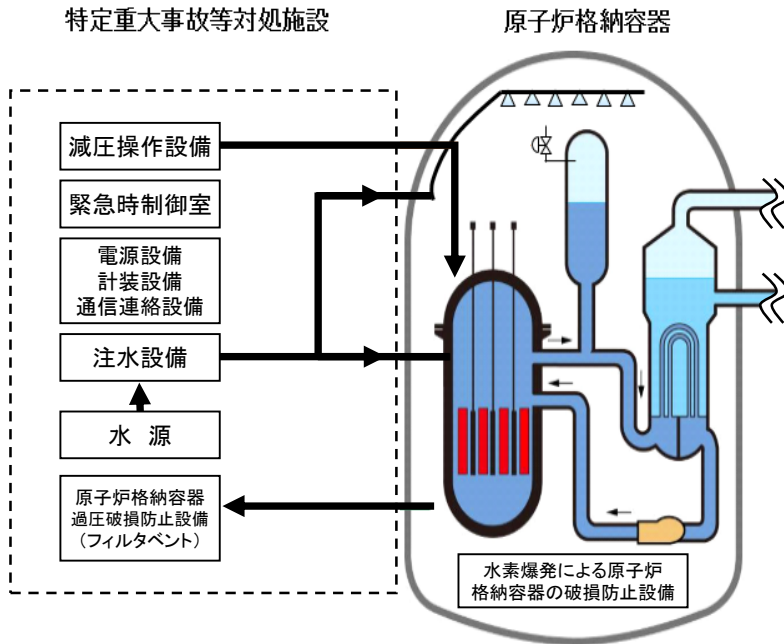


美浜発電所 3号機の特定重大事故等対処施設について（概要）

1. 設計及び工事計画認可申請書の記載事項

内容	申請する主な設備
<ul style="list-style-type: none"> ・設備に対する基本設計方針の策定 ・各機器の名称、種類、容量、寸法等を記載した要目表の策定 ・基準地震動に基づく耐震評価資料の策定等 ・各機器の詳細図面の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 減圧操作設備 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の減圧を操作する設備。 ○ 注水設備（ポンプ、水源） <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備。 ○ 原子炉格納容器過圧破損防止設備（フィルタベント） <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備。 ○ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備 ○ 電源設備、計装設備、通信連絡設備 ○ 緊急時制御室

【特定重大事故等対処施設の主な設備の概要図】



2. 設置期限※

2021年10月25日

※特定重大事故等対処施設は、本体施設の工事計画認可（2016年10月26日）から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。